

# 陳述書

平成26年1月29日

東京地方裁判所民事第5部 御中

原告 宮里 民平

- 1 原告の宮里です。東京訴訟の原告団長をつとめさせていただいております。  
本日は、意見陳述の時間をいただき本当にありがとうございます。なぜ、私がこの訴訟を提起したのかお話しさせていただきたいと思います。
- 2 私が弁護士を目指したのは、小学校5年生のときで、最初は、ただの憧れでした。しかし、大学在学中に派遣で働いたとき、昼間の仕事だけでは給料が少なく夜は副業として派遣で働いている方や、1日3つの現場を派遣で回っている方など、にわかに信じられないくらい生活が困窮している方たちに多く出会いました。また、派遣の労働条件もかなり劣悪な条件でした。  
私は、その方たちの話を聞き、日本社会の労働条件はこんなにも劣悪なものかと驚きました。そのため、私は、労働者のために働く弁護士を目指すことを決意し、また、いわゆる経済的・社会的弱者といわれる人たちのために働く弁護士になろうと誓いました。
- 3 司法試験に合格したときは、とてもうれしかったです。  
ですが、それと同時に貸与申請をしたとき、何とも言えない違和感を感じました。そのときの気持ちをどう表現したらいいか迷うのですか、悔しかったというのが一番正確な気がします。毎日、朝から晩まで必死になって勉強して、ロースクールに多額のお金を投資して、やっと司法試験に受かったと思ったら、300万円の借金を強制され、アルバイトを禁止され、平日は働かされる。

自分がひどく惨めな気持ちにもなりました。

司法修習なんて、別にやりたくてやってるわけでもないのに、何で、さっさと働かせてくれないんだと、怒りすら感じました。

4 ですが、修習自体は非常に充実したもので、また、一生懸命取り組みました。

それぞれの実務修習はもちろん、修習時間外でも、いろいろな学習会に参加しました。浜岡原発の差し止め訴訟に取り組む先輩弁護士にお願いして、元原発設計者の方をお呼びした学習会やフィールドワークに参加したり、熊本、福岡まで行って水俣病裁判に取り組んでこられた先輩弁護士の学習会にも参加しました。原発労働者の多重請負・安全衛生に問題があると知り、原発労働問題をテーマに自分たちで集会も行いました。原発労働者の支援をしている弁護士の方から弁護士として何ができるのかの話聞き、また、その方の紹介を受けて原発労働者の方からの話を直接聞くこともできました。

そして、今、私は先輩弁護士たちと一緒に、原発労働問題に取り組み、原発労働者のために精一杯自分のできることを行っています。私の1年間の司法修習は、まさに、弁護士としてそのような仕事に取り組むために行っていたのだと思いました。

5 そのような修習生活を送っていたので、修習期間中は、土日に東京にいることはほとんどなく、全国各地で法曹としての見識を深めるよう努めていました。当然、お金はかかりましたが、修習の1年間だけは絶対にお金を惜しみませんでした。修習という1年間は、裁判官、検察官、弁護士のそれぞれの立場から法律実務をみることができ、様々な問題に触れて視野を広げ、法曹としての資質を身につける大切な1年間だと考えていたからです。

そのため、弁護士登録費用20万円が支出できず、就職先の事務所に借りざるを得ませんでした。本当に充実した修習を行うためには、それだけ経済的出費は必要だということだと思えます。

だけど、一生懸命修習を行えば行うほど、ときに虚しくなりました。どんなに頑張っても、自分に対して国は何の補償もしてくれない。修習をきちんとやる意味なんてあるのかと、修習を行うことがバカらしく思えるときもありました。

ですが、私が行った1年間の修習は、みなさんの税金から給与をもらうに値するものだったと自信を持っていえます。義務だけを課し、それに対する補償は何もない。そんな制度は絶対おかしいんです。

6 もっとも、この問題は、ただそれだけではありません。私が、この訴訟を提起することを決意したのも、自分のお金が惜しかったからだけではありません。300万円だけのためなら、この訴訟の準備の時間を、通常の弁護士業務にあてれば十分です。

だけど、そうじゃないんです。

今、この法廷には、多くの大学生がきてくれています。まだ進路を決めていない人も多いでしょう。

そんな彼らに対して、私は、法曹を目指せなんて簡単には言えません。

というより、目指そうと思っても、普通は目指せないんです。

私がここまでくるのに必要としたお金は、大学受験に失敗してしまったときの予備校に通うためのお金100万円、国立大学文系4年間の学費240万円、東京で一人暮らしをするための生活費月12万円を6年間（これはロースクールの2年間です）、そして、司法試験予備校に3年間通うためのお金100万円、私立大学法科大学院2年間の学費300万円。そして、司法修習費用の貸与金300万円…今考えるとそれだけでとんでもない金額なんです。

幸い、司法修習の貸与金以外、私は両親からの援助を受けることができましたが、誰しもがこれだけの経済的負担には耐えられません。

この訴訟には、色んな新65期が参加しています。

名古屋訴訟の原告団長は、1000万円を超える借金を有していますし、

私の友人夫婦は、合わせて2000万円を超えます。自分の身近に、そんな多額の借金を抱えている人ばかりなんです。

こんな状況で、後輩たちに法曹を目指せなんていえないんです。

7 若者の夢を奪わないでください。

法律家にあこがれている子供たちに対して、法律家になるにはお金がかかるからやめとけなんてこと誰も言いたくありません。

こんな制度は間違っている。彼らにそう言ってあげてください。裁判所は、間違っている制度を是正することができるということを教えてあげてください。

私たち新65期は、みんな、自己の経済状況に苦しみながらも、後輩に同じ思いをさせたくない。そんな気持ちを持っています。私は、東京訴訟の原告120名近くの代表であるとともに、原告になりたくてもなれなかった人の声を裁判所に届けたいと思い原告団長を引き受けました。

裁判所におかれましては、これ以上、司法が崩壊する前に、何卒、公明正大な判断をお願い致します。

以上